

周東地域における公共施設アクションプログラム

米川・修成エリア

令和6年3月

1. 目的

岩国市公共施設個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）では、各公共施設の現状と課題を整理するとともに、施設の「安全性」、「必要性」、「有効性」、「管理運営の効率性」の視点から点検・評価した結果に基づいて、今後の方向性を示しています。

この方向性等に基づき、施設の適正配置を進めていきますが、その過程では、地域との協議が必要なことや、施設や機能の再編によっては、地域内の他の公共施設も一体的に見直すことが望ましい場合も生じてきます。また、方向性等は示しているものの、実際の着手の場面では、全ての施設を一斉に対応することは財政的にも人的にも困難であることから、優先順位を設定した上で、重点的に取り組んでいく必要があります。

このため、本アクションプログラムでは、重点的かつ効率的に公共施設の再編・再配置を進めるため、各地域における公共施設の諸課題を整理するとともに、課題解決に向けて市と地域等の関係者が協議して取り組む具体的な方策やスケジュール等を示し、市民・地域等の関係者と情報の共有を図り、合意形成のもと、着実に公共施設の再編・再配置を進めることを目的とします。

2. 周東地域米川・修成エリアの概況

(1) 人口等（令和5年12月現在）

小学校区	自治会数	世帯数	エリア人口	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口
米川小	11	606	1,149人	86人 (7.5%)	513人 (44.6%)	550人 (47.9%)
修成小	11	279	531人	33人 (6.2%)	220人 (41.4%)	278人 (52.4%)

(2) 施設の設置状況

周東地域米川・修成エリアの公共施設は、20施設です。それぞれの施設の現状と課題については、個別施設計画にて整理しています。

番号	施設類型	分類	小学校区	施設名	基本情報(R3.4.1時点)						機能方向性	建物方向性	個別計画掲載ページ
					複合施設	構造	建設年	延床面積(m ²)	耐震性	災害区域			
1	市民文化系施設	集会所	米川	差川集会所	—	S	1982	100.00	○	土	継続	譲渡,協議	19
2	市民文化系施設	集会所	米川	米川集会所	—	CB	1971	139.50	旧	洪	継続	維持(修繕)	21
3	市民文化系施設	集会所	修成	鳴川集会所	—	W	1975	99.40	旧	土	移転	廃止,協議	21
4	社会教育系施設	公民館	修成	周東米川公民館	○	CB	1970	433.94	×	土	継続,移転	検討	69
5	スポーツ・レクリエーション系施設	グラウンド・広場	修成	周東米川グラウンド(米川コミュニティセンター)	—	LGS	1976	156.00	旧	土	継続	維持(修繕),検討	94
6	産業系施設	農林水産系施設	修成	周東農村ふれあいセンター	—	S	1987	133.00	○	土	転用	譲渡,協議	138
7	学校教育系施設	小学校	修成	修成小学校	○	RC	1996	2,461.00	○	土	継続	検討	160
8	学校教育系施設	小学校	米川	米川小学校	—	RC	1995	2,766.00	○	—	継続	検討	161
9	子育て支援施設	保育園	修成	ながの保育園	—	CB	1979	370.29	×	土	廃止,検討	検討	212
10	子育て支援施設	保育園	米川	よねがわ保育園	—	S	1971	296.70	×	洪	廃止	廃止	212
11	子育て支援施設	放課後児童教室	米川	周東米川放課後児童教室	—	LGS	2020	74.18	○	洪	継続	検討	228
12	子育て支援施設	放課後児童教室	修成	周東修成放課後児童教室	○	修成小学校併設			○	土	継続	検討	228
13	行政系施設	出張所等	修成	米川出張所	○	周東米川公民館併設			×	土	継続	検討	250
14	行政系施設	消防団車庫等	修成	差川消防機庫(4-3)	—	S	2002	16.50	○	土	継続	維持(修繕),検討	260

番号	施設類型	分類	小学校区	施設名	基本情報(R3.4.1時点)						機能方向性	建物方向性	個別計画掲載ページ
					複合施設	構造	建設年	延床面積(m ²)	耐震性	災害区域			
15	行政系施設	消防団車庫等	米川	中曽根消防機庫(4-1)	—	W	1991	18.47	○	—	継続	維持(修繕)検討	261
16	行政系施設	消防団車庫等	修成	長野消防機庫(4-3)	—	S	1994	22.75	○	—	継続	維持(修繕)検討	261
17	行政系施設	消防団車庫等	修成	須通消防機庫(4-2)	—	LGS	2014	21.45	○	土	継続	維持(修繕)検討	261
18	公営住宅	公営住宅	米川	周東中曽根団地	—	W	1961	213.32	旧	洪	移転	建替	292
19	その他	普通財産集会所	修成	旧米川小規模老人憩の家	—	W	1977	48.64	旧	土	移転	廃止、協議	331
20	遊休資産	遊休資産	修成	旧周東斎場	—	RC	1987	403.00	○	—	—	廃止	395

(3) 地域づくりエリアの設定と地域づくり拠点施設の設置

地域を構成する市民・自治会などコミュニティ組織、NPO法人、その他の民間団体や企業など様々な主体と市が地域の抱える様々な課題や将来像などを共有し、それぞれの得意分野をいかして役割分担しながら、地域のまちづくりを地域みんなで話し合う合意形成の場として、当地域内に、以下のように地域づくりエリアと「地域づくり拠点施設」を設定します。

「地域づくり拠点施設」は、総合支所・支所・出張所と連携しながら、地域課題の発見・整理を行うとともに、課題解決のための学習や実践活動を展開する場として設置し、地域力をいかした管理運営手法を令和7年度までに検討します。

地域づくりエリア	地域づくり拠点施設	自治会数	世帯数・人口
米川・修成エリア	周東米川公民館	22	885世帯 1,680人

* 地域づくり拠点施設については、現時点での設定であり、今後、地域との協議により変更する場合があります。

3. 施設別の基本方針と各施設の方向性

(1) 集会系施設（普通財産集会所を含む。）

集会系施設として、集会所が1. 差川集会所、2. 米川集会所、3. 鳴川集会所の3施設、普通財産集会所が19. 旧米川小規模老人憩の家の1施設、合わせて4施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は39・40ページと336・337ページを参照）

- 地域の交流館、集会施設、住民ホール、学習等供用会館等の集会系施設のうち、地域課題の解決に協働で取り組むための拠点を「地域づくり拠点施設」、それ以外の施設を、地域住民が自主的な活動を行う「地域コミュニティ活動の場」に分類します。
- 「地域づくり拠点施設」は、小学校区の範囲を基本に、面積や人口集積の状況などを考慮して設定するものとし、施設については、必要な改修を計画的に行うとともに、管理運営については、地域力・民間活力を活用して指定管理者制度による運営を基本とします。
- 「地域コミュニティ活動の場」とする施設については、原則、耐震基準を満たしている施設を対象に地域へ譲渡することとし、譲渡に当たっての条件や施設の改修等に関する支援の仕組みを定めます。

地域に譲受けの意向がない施設については、当面継続使用することとし、改修しないと使用が困難な状況に至った段階で廃止します。

なお、耐震基準を満たしていない施設であっても、施設の状況を十分説明して理解を得た上で、地域が希望する場合には、譲渡できるものとします。地域に譲受けの意向がない施設については、修繕が必要になった段階で廃止します。

イ 個別施設計画での方向性

1. 差川集会所

耐震基準を満たしており、地域コミュニティ活動の場として活用されていることから、地域自治会等への譲渡について、施設改修の支援の在り方を含めて協議する。

なお、地域自治会等に譲受けの意向がない場合は、改修が必要になった段階で廃止する。

2. 米川集会所

旧耐震基準の施設であるものの、人権学習及び生涯学習の地域交流施設であるため、必要な修繕等を行い機能を維持する。管理運営について、地域の様々な主体を活用した手法を検討する。

3. 鳴川集会所

旧耐震基準の建物で、老朽化が進んでいることから、地域自治会等と廃止について協議する。

なお、施設の状況を十分説明した上で、地域自治会等が施設の譲渡を希望する場合は、譲渡する。

19. 旧米川小規模老人憩の家

旧耐震基準の建物で、老朽化が進んでいることから、地域自治会等と廃止について協議する。

なお、施設の状況を十分説明した上で、利用団体が施設の譲渡を希望する場合は、譲渡する。

ウ アクションプログラム

1. 差川集会所

1982年に新耐震基準で建設し、建築から41年経過しています。集落の集会や協議の場として、また、夏祭りや敬老会などに使用され、令和3年度の利用は18件で、利用者数は把握していません。

施設は市が管理（市は光熱水費を支出）し、運営は自治会が行っていることから地域コミュニティ活動の場とし、地元自治会への無償譲渡について、令和7年度までに施設改修等の支援を含め協議します。

2. 米川集会所

1971年に旧耐震基準で建設し、建築から52年経過しています。絵画教室やヨガ教室などに使用し、諸室の平均稼働率は7.6%で、年間約1,000人が利用しています。

耐震診断は未実施で、老朽化が顕著となっていますが、第1種集会所に位置づけ、地域改善事業等に取り組んでいることから、当面、必要な修繕等を行い継続使用します。

管理運営は市が直営で行っています。補助制度を活用しながら引き続き市直営で行います。

3. 鳴川集会所、19. 旧米川小規模老人憩の家

鳴川集会所は、1975年に旧耐震基準で建設し、建築から48年経過しています。敬老会やサロン、防災学習会などに使用され、令和3年度の利用は49件で、利用者数は把握していません。

旧米川小規模老人憩いの家は1977年に旧耐震基準で建設し、建築から46年経過しています。

いずれも、市が管理（市の支出はありません。）し、運営は自治会が行っていますが、耐震診断は未実施で、老朽化が顕著となっていることから、令和7年度までに地元自治会と廃止について協議を行います。

なお、地元自治会が、施設の状態を理解した上で、引き続き地域コミュニティ活動の場として使用するために譲受けの意向がある場合は、無償譲渡について令和7年度までに施設改修等の支援を含め協議します。

(2) 公民館

公民館として、4. 周東米川公民館を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は70・71ページを参照）

【機能】

公民館は、市民にとって最も身近な学習活動や趣味・生きがい活動の場としての役割だけでなく、地域防災・防犯、環境、雇用、医療、家庭の支援、学校の支援など少子化・高齢化などの社会状況の変化に起因する地域課題に対して、市民、自治会、企業などと行政が協働してその解決に取り組む場としての役割が求められています。

公民館は、社会教育法に基づき設置されることから、同法の規制の中で事業を行う必要がありますが、比較的利用制約の多い社会教育法に基づく公民館としての位置付けを見直し、地域課題解決のための学習や実践活動の場として、多様な主体が地域のまちづくりを担う拠点施設として、施設の利用度を高めてより様々な活動ができる施設に移行することについて検討します。

その上で、中央公民館は、市民の生涯学習の中核として、今後も市全体の講座等の企画立案機能を担い、中枢的な役割を果たしていきます。また、その他の 15 の公民館及び分館については、公民館事業の実施のほか、地域課題解決のために地域が連携して学習や実践活動する場と位置付けて今後も機能を継続します。

【建物】

現に出張所などと複合化されている公民館の建物については、多様な主体が協働して地域が抱える課題の解決に取り組む場（地域づくり拠点施設）と位置付け、耐震基準を満たす施設は計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

単体の公民館や、耐震基準を満たしておらず老朽化が顕著な公民館については、他の施設との複合化や廃止も含めて検討します。

【管理運営等】

「地域づくり拠点施設」として位置付ける公民館施設の管理運営については、市民・地域が主体となった管理運営手法について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

4. 周東米川公民館

耐震基準を満たしておらず、老朽化が進んでいることから、周辺の公共施設への移転又は建て替えを検討する。

ウ アクションプログラム

4. 周東米川公民館

修成・米川エリアの地域づくり拠点施設とします。米川出張所との複合施設で、1970 年に旧耐震基準で建設し、建築から 53 年経過しています。パソコン講座や盆栽教室、そばの会の教室などのほか、米川地区農業祭、米川ふるさと盆踊り大会、子ども弁論大会などに使用され、諸室の稼働率は 2.6%～14.2%で、年間約 2,500 人が利用しています。

公民館は、市民の学習活動や趣味・生きがい活動に加え、地域課題の解決のための学習活動や実践活動を支援する役割を担うことから機能は継続します。施設は、耐震診断の結果、耐震基準を満たしておらず、老朽化が顕著となっていることから、地域づくり拠点施設の在り方を含め令和 7 年度までに施設の移転・複合化又は適正な規模での建て替えについて検討・協議を行います。

管理運営は市が直営で行っていますが、地域づくり拠点施設にふさわしい、地域力をいかした管理運営手法について、令和 7 年度までに検討します。

(3) スポーツ施設

スポーツ施設として、5. 周東米川グラウンド（米川コミュニティセンター）を設置しています。なお、学校開放の体育館等を 2 施設、多目的ホール機能をもつ施設を 1 施設設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 97 ページを参照）

【機能】

市民の健康づくりの場及び市民のスポーツを通じての余暇活動の場を提供するとともに、スポーツを始めるきっかけづくり及び競技力向上に資する施策を展開することにより、社会体育の振興を図るため、基本的に継続します。

【建物】

体育館等については、「岩国市総合体育館」を、全国・全県レベルの大会、全市的な大会等を開催する「基幹体育館」として位置付けて継続利用します。また、各地域に1か所、市民の生涯スポーツ活動の拠点となる体育館等を「地域体育館」として基本的に配置して継続利用します。

なお、現在各地域に配置されている小規模な体育館等については、学校開放の体育館等（※1）が各地域に配置されていることや、多目的ホール機能を備えた施設（※2）を市内の各所に設置していることから、大規模改修が必要となった段階で、原則として廃止します。

運動公園を含む屋外運動施設については、市民の身近なスポーツ活動の場として、基本的に継続利用します。

【管理運営】

指定管理者制度を導入していない施設については、効率的かつ効果的な管理運営を行うため、屋外運動施設も含めて、民間活力を活用した運営手法の導入を検討します。

※1 学校開放の体育館等（各施設の詳細は、(5)小学校を参照）

施設名	方向性
米川小学校	検討
修成小学校	検討

※2 多目的ホール機能をもつ施設（各施設の詳細は、(2)公民館を参照）

施設名	方向性
周東米川公民館	検討

イ 個別施設計画での方向性

5. 周東米川グラウンド（米川コミュニティセンター）

コミュニティセンター部分については、当面継続利用するものの、他の集会系施設の設置・利用状況を精査の上、今後の在り方を検討する。

ウ アクションプログラム

5. 周東米川グラウンド（米川コミュニティセンター）

グラウンドは、市民の身近な運動施設として、基本的に継続します。

米川コミュニティセンターは、1976年に旧耐震基準で建設し、建築から47年経過しています。耐震診断は未実施で、老朽化が顕著となっていることから、令和7年度までに、利用実態を把握するとともに、周辺の公共施設の配置や利用状況を調査し、施設の在り方について検討します。

(4) 農林水産系施設

農林水産系施設として、6. 周東農村ふれあいセンターを設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は140ページを参照）

【機能】

岩国市の農畜産物等の加工等を通じて地域経済の活性化や雇用創出などに寄与しているとともに、地域内外の交流拠点ともなっており、地域の産業振興と農業振興を推進する観点から、その機能については基本的に今後も継続します。

【建物】

施設で行われていることが農畜産物等の加工等で、事業者の生産活動・生業を通じて収益を挙げている施設であり、民間事業者や団体が主体的に施設を運営していくことが可能な施設も見受けられることから、施設での取組内容や経営状況を精査し、農業振興のための支援施策の在り方を別途検討することを前提に、現在の指定管理者等への譲渡について施設の改修等の在り方を含めて協議します。譲受けの意向がない場合は、修繕が生じた段階で廃止（除却）します。

また、旧耐震基準の施設については廃止を含めて今後の在り方を検討します。

なお、当初の設置目的と異なり、地域コミュニティの活動の場となっている施設については、地元自治会への譲渡について施設の改修等の在り方を含めて協議します。譲受けの意向がない場合は、改修が生じた段階で廃止（除却）します。

イ 個別施設計画での方向性

6. 周東農村ふれあいセンター

建設当初の目的と違い、現在の利用の中心が自治会の事業や地域コミュニティの活動の場として使われていることから、補助金等適正化法との関係を整理した上で、機能を集会施設に転用する。建物は、耐震基準を満たし、地域コミュニティの活動として利用されている実態から、地元自治会への譲渡について協議する。

ウ アクションプログラム

6. 周東農村ふれあいセンター

農産物等の加工生産を通じて地域づくりを行うこと目的に、1987 年に新耐震基準で建設し、建築から 36 年経過しています。利用実態は、地域住民の活動の場などに使用されていることから、令和 7 年度までに、補助金等適正化法との関係を整理し、集会施設への転用を行った上で、地元自治会への無償譲渡について、施設改修等の支援を含め協議します。

(5) 小学校

小学校として、7. 修成小学校、8. 米川小学校の 2 施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 164・165 ページを参照）

【機能】

義務教育である小学校として基本的に継続するものの、教育環境の向上及び児童の社会性の確保の観点から、児童数及び学級数の推移を見ながら、「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」（平成 31 年 2 月）や「岩国市学校施設長寿命化計画」（令和 2 年 3 月）を踏まえ、小学校の規模及び配置の適正化の対象を選定します。

また、学校施設が地域のコミュニティの核としての性格を有することから、セキュリティや学校経営に支障がないことを前提に、地域利用施設との複合化を進めるとともに、既に休校となっている学校施設や統廃合後の空き施設については、地域の意見を聴きながら民間活力の活用も含め、有効活用について検討を進めます。

【建物】

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」（平成 31 年 2 月）や「岩国市学校施設長寿命化計画」（令和 2 年 3 月）を踏まえ、施設の老朽化の状況や今後の児童数の推移を精査し、計画的な改修を行い、長寿命化を図るか、一定の範囲内に立地する施設との複合化を図りながら施設の在り方を検討することとし、その間は必要な修繕を行い継続使用します。

イ 個別施設計画での方向性

7. 修成小学校、8. 米川小学校

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」に基づく適正規模適正配置についての取組を「推進する学校」との位置づけを踏まえ、統廃合等について検討・協議を行う。検討・協議結果により、今後も学校施設として継続する場合は、耐震基準を満たしていることから、「岩国市学校施設長寿命化計画」を踏まえ、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

ウ アクションプログラム

7. 修成小学校、8. 米川小学校

修成小学校の校舎は 1996 年に新耐震基準で、体育館は 1979 年に旧耐震基準で建設し、建築からそれぞれ 27 年、44 年経過しています。体育館は 2016 年に耐震改修工事を実施し、耐震基準を満たしています。

米川小学校の校舎・体育館とも 1995 年に新耐震基準で建設し、建築から 28 年経過しています。

いずれも「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」における推進対象校に該当することから、引き続き、適正化について検討・協議します。施設については、当面必要な修繕を行い、継続使用します。

なお、適正規模・適正配置の検討・協議結果にかかわらず現在の教室の利用実態を精査し、他の用途での利活用についてセキュリティの確保や学校経営に支障のない範囲内で令和 7 年度までに検討します。

(6) 保育園

保育園として、9. ながの保育園、10. よねがわ保育園の 2 施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 213 ページを参照）

【機能】【施設】【管理運営】

少子化の進展に伴い乳幼児数が減少傾向にあり、待機児童が無いものの、共働き世帯の増加や、令和元年 10 月からの保育料の無償化に伴い、潜在的な保育需要が見込まれることから、引き続き、保育所の機能は継続します。

ただし、園によっては、保育ニーズの減少により定員を下回っていることや、老朽化が顕著になっている施設、耐震基準を満たしていない施設もあることから、「岩国市立保育園の整備に関する基本方針及び整備計画」及び「岩国市保育園民営化実施基準」に基づき、民営化（施設の民間移管等）を含め、配置の在り方について検討します。

上記の検討結果に基づき、今後も公立保育所として維持していく施設については、計画的な改修を行って長寿命化を図ります。

イ 個別施設計画での方向性

9. ながの保育園

児童数の推移の状況を勘案し、将来的に廃止を含め検討する。建物は、耐震基準を満たしておらず、老朽化が進んでいることから、他の保育所との統廃合について、民営化を含めて検討する。

10. よねがわ保育園

令和 2 年度から休園しており、機能をわかば保育園へ統合することにより、機能は廃止する。

建物は、耐震基準を満たしておらず、老朽化が顕著になっており、安全性が危惧されることから、廃止（除却）する。

ウ アクションプログラム

9. ながの保育園

1979 年に旧耐震基準で建設し、建築から 43 年経過しています。耐震診断の結果、耐震基準を満たしておらず、老朽化が進んでいることから、令和 10 年度までに、「岩国市立保育園の整備に関す

る基本方針及び整備計画」及び「岩国市保育園民営化実施基準」に基づき、他の保育所との統合について、民営化を含めて検討・協議します。

10. よねがわ保育園

園舎は 1971 年に旧耐震基準で建設し、建築から 52 年経過しています。令和 2 年度から休園しており、令和 6 年度に解体します。

(7) 放課後児童教室

放課後児童教室として、11. 周東米川放課後児童教室、12. 周東修成放課後児童教室の 2 施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 229 ページを参照）

【機能】

少子化の進展があるものの、共働き世帯や放課後の子供の安全へのニーズが高まっていることから、子育て支援の一環として今後も継続します。

【施設】

施設は、児童 1 人当たりの面積基準の確保状況、老朽化の状況などを基に、児童の利便性と安全性の確保を考慮し、①学校校舎内への併設 ②学校敷地内への専用施設の設置 ③他の公共施設等への併設 ④民間施設の活用などにより、施設の配置を進め、①及び③に該当する施設については、本体施設の大規模改修等にあわせて必要な改修等を行います。

【管理運営】

管理運営については、地域力や民間活力を活用した運営方法について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

11. 周東米川放課後児童教室

学校の適正規模適正配置に関する基本方針に基づく適正化等の取組に合わせて検討する。

12. 周東修成放課後児童教室

学校内の教室を使用して開設していることから、学校の改修等にあわせ検討する。

ウ アクションプログラム

11. 周東米川放課後児童教室、12. 周東修成放課後児童教室

周東米川放課後児童教室は専用施設で、2019 年に新耐震基準で建設し、建築から 4 年経過しています。当面、必要な修繕を行い、継続使用します。

周東修成放課後児童教室は、修成小学校の教室を使用して開室しています。

いずれも、「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」に基づく検討・協議結果により対応します。

(8) 出張所等

出張所等として、13. 米川出張所を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 251 ページを参照）

【機能】【建物】

窓口サービスの利用状況等を踏まえ、出張所の機能や人員体制の見直しを行うことで、市民の利便性を維持しながら、効果的・効率的な行政運営を図ります。

そのうえで、「本庁の出先機関」としての「出張所」から、「地域づくり支援の機関」となるよう、施設全体の機能の見直しを図ります。

施設については、併設する供用会館や公民館の方針に基づき対応します。

【管理運営】

出張所における行政事務の執行態勢については、市全体の窓口業務への民間活力の活用に合わせて検討するとともに、新たな地域経営の仕組みづくりを進めるなかで、併設する公民館等と一体となった管理運営手法について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

13. 米川出張所

旧耐震基準で建設し、地域づくり拠点施設として地域経営の重要な役割を担うことから、周辺の公共施設への移転若しくは建て替えを検討する。

ウ アクションプログラム

13. 米川出張所

米川公民館との複合施設で、1970年に旧耐震基準で建設し、建築から53年経過しています。併設する周東米川公民館を、地域づくり拠点施設として位置づけていますが、耐震診断の結果、耐震基準を満たしておらず、老朽化が顕著となっていることから、令和7年度までに施設の移転・複合化又は適正な規模での建て替えについて検討・協議を行います。

また、地域経営の仕組みづくりを検討する中で、総合支所・支所・出張所の役割について明確化を図るとともに、市全体の窓口業務への民間活力の活用の検討に合わせ、出張所の業務内容及び管理運営体制について令和7年度までに検討します。

(9) 消防団車庫等

消防団車庫等として、14. 差川消防機庫（4－3）、15. 中曽根消防機庫（4－1）、16. 長野消防機庫（4－3）、17. 須通消防機庫（4－2）の4施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は263・264ページを参照）

【機能】【建物】

地域防災の要となる消防団の機能やその活動の拠点となる消防団施設については、今後も充実、強化を図ります。

一方、消防団編成時以後の環境の変化を捉え、関係者の意見を伺いながら、消防団組織の在り方と適正配置（人員・規模・場所含む）の検討を行い、この検討結果に基づき、消防団施設の配置の在り方・機能の在り方・老朽化した施設の改築等について、他公共施設との複合化を含め取組を進めます。

継続する施設については、必要に応じて修繕等を行います。

イ 個別施設計画での方向性

14. 差川消防機庫（4－3）、15. 中曽根消防機庫（4－1）、16. 長野消防機庫（4－3）、 17. 須通消防機庫（4－2）

基本方針に基づき、対応する。

ウ アクションプログラム

14. 差川消防機庫（4－3）、15. 中曽根消防機庫（4－1）、16. 長野消防機庫（4－3）、 17. 須通消防機庫（4－2）

いずれも新耐震基準で建設し、建築から9年～32年経過しています。当面、必要な修繕等を行い継続使用しますが、令和7年度までに消防団の体制及び組織の在り方について検討し、その結果に基づき、令和8年度には消防団施設の再配置計画を策定し、施設の統合・改修・建て替えなどを進めます。

(10) 公営住宅

公営住宅として、18. 周東中曽根団地を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 295・296 ページを参照）

【機能】

公営住宅法に基づき、住宅に困窮する所得の低い方に低廉な家賃で住宅を提供する公営住宅の機能は継続します。

【建物】

人口減少や人口構造の変化、公営住宅に対する需要予測を捉え、岩国市としての公営住宅の管理戸数を明確にした上で、旧耐震基準で建設し、老朽化が激しい公営住宅については、現在の入居者に配慮しつつ、用途廃止を進めます。

その上で、市内の民間賃貸住宅の空き状況や、国における民間ストックの活用指針を踏まえ、行政と民間の役割を明確にした上で、民間ストックを活用した公営住宅の提供や建て替えにより必要な管理戸数を確保します。

一方、今後も継続する住宅は、計画的な改修を行い、長寿命化を図るか、必要な修繕を行い機能を維持し、将来的には統合・建て替え等について検討します。

なお、令和4年度に策定した「住生活基本計画」及び今後改定する「市営住宅長寿命化計画」の中で各施設の方向性を検討します。

【管理運営】

管理運営については、他の住宅を含めて一括して指定管理者制度を導入していることから、現行どおりとし、要求水準の内容確認やモニタリング評価の徹底を図るなど、指定管理者制度の適正な運用を図ります。

イ 個別施設計画での方向性

18. 周東中曽根団地

耐震基準を満たしておらず、老朽化が顕著なことから、周東沖原団地へ統合・建て替えを行う。

ウ アクシオンプログラム

「岩国市営住宅長寿命化計画」（令和5年3月策定。以下「長寿命化計画」という。）による周東地域の令和4年現在の公営住宅の管理戸数は267戸で、将来（令和32年）の必要戸数を64戸としています。

必要管理戸数を確保するため、アクションプログラムでは次のように取り組みます。

なお、統合・建て替え、用途廃止により必要な管理戸数を下回る場合は、民間賃貸住宅の活用を図り必要管理戸数を確保します。

18. 周東中曽根団地

1961年の建設で、建築から62年経過し、管理戸数6戸のうち5戸に入居しています。

旧耐震基準で建設し、簡易な診断の結果、条件を満たしていますが、老朽化が顕著なことから、新たな入居者の募集は停止し、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止します。

(11) 遊休資産

遊休資産として、20. 旧周東斎場を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 397 ページを参照）

【機能】【建物】【管理運営】

有効活用を図るため、公的利用を調査した上で、その予定が無い施設について、地域団体や民間事業者を対象に、地域利用や売却や民間活力の活用について、サウンディング型市場調査の手法等を駆使して検討します。

検討の結果、有効活用が見込めない施設は廃止（除却）します。

イ 個別施設計画での方向性

20. 旧周東斎場

公的利用や地域利用の調査を行った上で利活用の見込みが無い施設について、売却や民間活力の活用を、サウンディング型市場調査の手法等を駆使して検討する。検討の結果、有効活用が見込めない施設は廃止（除却）する。

ウ アクションプログラム

20. 旧周東斎場

1987年に新耐震基準で建設し、建築から36年経過しています。平成31年度に用途廃止しており、令和7年度までに公的利用・地域利用の有無を確認の上、いずれも見込みがない場合は、売却や民間活用のサウンディング型市場調査を実施し、有効活用について検討します。有効活用の見込みがない場合は、除却します。

4. 周東地域米川・修成エリアにおける今後の取組

(1) 譲渡について協議する施設（2施設）

ア 集会系施設（2施設）

1. 差川集会所、6. 周東農村ふれあいセンター

【対応方針】

「集会系施設の地縁団体等への無償譲渡に関する方針」に基づき、令和7年度までに関係者と施設改修等の支援を含め、協議します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
1	譲渡の方針に基づき、関係者と協議			協議結果に基づき対応						
6	適化法との関係整理・用途変更									
協議先	1. 下差川自治会、6. 米川地区自治会長連絡協議会									
担当部署	譲渡の協議、施設の維持管理・・・1. 教育委員会周東支所、6. 周東総合支所農林課 本庁所管部署・・・1. 生涯学習課、6. 農林振興課									

(2) 廃止について協議する施設（4施設）

ア 用途を廃止し、除却時期を調整する施設（1施設）

10. よねがわ保育園

【対応方針】

令和2年度から休園しており、令和6年度に解体します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
10		解体								
担当部署	保育幼稚園課									

イ 施設使用者と廃止に向け協議を行う施設（２施設）

３．鳴川集会所、19. 旧米川小規模老人憩の家

【対応方針】

現在、使用者がいる施設は、利用実態を精査し、施設の廃止について令和７年度までに協議します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
3. 19.										
	利用実態の精査、廃止に向けた協議			協議結果に基づき対応						
協議先	3. 鳴川自治会、19. 米川長寿会連合会									
担当部署	廃止の協議、施設維持管理・・・3. 教育委員会周東支所、19. 周東総合支所市民福祉課 本庁所管部署・・・3. 生涯学習課、19. 高齢者支援課									

ウ 市営住宅（１施設）

18. 周東中曽根団地

【対応方針】

旧耐震基準で建設し、簡易な診断の結果、条件を満たしていますが、老朽化が顕著なことから、新たな入居者の募集は停止し、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
18	棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止									
担当部署	建築住宅課、周東総合支所建設課									

(3) 計画的な改修等を行う施設（２施設）

ア 保全計画に基づき計画的に改修を行う施設

該当する施設はありません。

イ 必要な改修を行い継続使用する施設

該当する施設はありません。

ウ 必要な修繕等を行い継続使用する施設（２施設）

２．米川集会所、11. 周東米川放課後児童教室（専用施設）

【対応方針】

今後も必要な修繕等を行い継続使用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
２．11	必要な修繕等を行い継続使用									
担当部署	施設維持管理・・・２．教育委員会周東支所、11. 保育幼稚園課 本庁所管部署・・・２．生涯学習課、11. 保育幼稚園課									

(4) 今後検討が必要な施設(12 施設)

ア 施設・機能の再編・再配置の検討（2 施設）

4. 周東米川公民館、13. 米川出張所

【対応方針】

地域づくり拠点施設に位置づけていることから、令和 7 年度までに施設の移転・複合化又は適正な規模での建て替えについて検討・協議を行います。あわせて、地域力をいかした管理運営手法と出張所の役割、体制の在り方についても検討します。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
スケジュール										
4. 13.	施設の移転・複合化又は適正な規模 での建て替えについて検討・協議 公民館・出張所施設の在り方検討			検討結果に基づく対応						
	管理運営手法・体制の検討									
協議先	4. 米川地区自治会長連絡協議会、利用団体									
担当部署	検討を行う部署、施設維持管理・・・4. 教育委員会周東支所、13. 周東総合支所地域振興課 本庁所管部署・・・4. 中央公民館、13. 地域づくり推進課									

イ 消防団施設（4 施設）

14. 差川消防機庫（4－3）、15. 中曽根消防機庫（4－1）、16. 長野消防機庫（4－3）、 17. 須通消防機庫（4－2）

【対応方針】

消防団の体制及び組織の在り方について、令和 7 年度までに関係機関と協議し、その結果を踏まえて消防団施設の再編計画を令和 8 年度までに策定し、計画に基づき再編再配置を進めるとともに、必要な修繕等を行い継続使用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
14～17	消防団の体制、組織の検討 消防団施設再配置 計画策定 計画に基づき、施設の統廃合、更新等を実施 継続使用する施設は、必要な修繕等を実施									
協議先	周東方面隊第4分団									
担当部署	消防団の体制、組織の検討・・・危機管理課・周東総合支所地域振興課 施設維持管理・・・周東総合支所地域振興課 本庁所管部署・・・危機管理課									

ウ 既定計画・既定方針に基づき検討する施設（4 施設）

7. 修成小学校、8. 米川小学校、12. 周東修成放課後児童教室（校舎）

【対応方針】

いずれも「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」に基づき、引き続き、適正化について検討・協議します。施設については、当面必要な修繕を行い、継続使用します。放課後児童教室については小学校の統廃合の協議・検討の結果に基づき対応します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
7. 8. 12	適正規模適正配置の検討・協議			検討・協議結果に基づき対応						
協議先	7. 8. 学校運営協議会、PTA、わくわくしゅうとうネット協議会（幹事会）、米川地区自治会長連絡協議会、米川子ども会									
担当部署	検討を行う部署・・・7. 8. 教育政策課、学校教育課、教育委員会周東支所、12. 保育幼稚園課 施設維持管理・・・7. 8. 教育委員会周東支所、12. 保育幼稚園課 本庁所管部署・・・7. 8. 教育政策課、12. 保育幼稚園課									

9. ながの保育園

【対応方針】

「岩国市立保育園の整備に関する基本方針及び整備計画」及び「岩国市保育園民営化実施基準」に基づき、令和10年度までに民営化（施設の民間移管等）を含め、配置の在り方について検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
9	他の保育所との統合・民営化の検討・協議						検討・協議結果に基づき対応			
担当部署	保育幼稚園課									

エ 今後の在り方検討（1施設）

5. 周東米川グラウンド（米川コミュニティセンター）

【対応方針】

老朽化が顕著となっていることから、令和7年度までに、利用実態を精査するとともに、周辺の公共施設の配置及び利用状況を調査し、施設の在り方について検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
5										
	周辺公共施設の状況把握			検討結果に基づき対応						
	利用実態の精査									
	施設の在り方検討									
協議先	米川長寿会（グラウンドゴルフ）、米川地区体育振興会、ぬかっこクラブ（盆踊り）、米川農業文化祭実行委員会、スポーツ推進委員、利用団体（スポ少）									
担当部署	検討する部署、施設維持管理・・・文化スポーツ課周東分室 本庁所管部署・・・文化スポーツ課									

オ サウンディング型市場調査等により、売却等を検討する施設（1施設）

20. 旧周東斎場

【対応方針】

既に用途廃止済みであり、別途策定の「未利用財産の利活用に関する基本方針」に基づき、令和7年度までに、公的利用、地域利用の有無を確認し、いずれも見込みがない場合は、サウンディング型市場調査等により、民間への売却等について検討します。

利活用等の見込みがない場合は、除却時期を調整します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
20	公的利用・地域利用の調査									
		サウンディング型市場調査等 による売却等の検討		検討結果に基づき対応						
協議先	中上椎自治会									
担当部署	検討を行う部署、施設維持管理・・・周東総合支所市民福祉課 本庁所管部署・・・環境政策課									

5. 再編・再配置の検証

周東米川公民館と米川出張所の機能の移転先についてエリア内の公共施設で可能性を検証します。

(1) 検証対象施設

周東米川公民館

ア 施設の利用状況

内容	使用の部屋	開催数	1回あたりの利用者数
舞踊	講座室	17	2
そば打ち	実習室	2	4
バンド	音楽室	2	5
フラダンス	2階講堂	21	10
詩吟		27	4
健康体操		6	7
手芸		18	16

イ 諸室の利用状況

部屋の名称	面積	利用回数	特記事項
講座室	63 m ²	17	和室
実習室	38 m ²	2	ガス台
音楽室	63 m ²	2	—
2階講堂	108 m ²	72	—

米川出張所

ア 施設の利用状況

内容	面積	受付件数	職員体制
住民票、証明書等発行	20 m ²	41 件	3人(公民館兼務)

(2) エリア内の他の公共施設に移転することについての検証結果

周東米川公民館の利用実態として、最も稼働の多い居室は、2階講堂（108 m²）となっており、利用の内容は、自主活動クラブ等によるフラダンス、詩吟、手芸となっており、利用人数は、5～15人程度となっています。

次の稼働率が高い居室は、講座室（63 m²）となっており、もっぱら舞踊で使用されています。このほか、実習室や音楽室も利用があります。

米川出張所は、3人の職員体制（公民館兼務を含む。）で、年間の事務受付件数は41件、月平均で3件程度となっています。

以上のような利用実態から、移転先の候補となる施設については、まず2階講堂と同程度の居室が求められると考えられますが、利用人数と利用内容を考えると、講座室程度の広さを確保できれば対応可能と考えられます。

また、講座室についても、利用人数と利用の内容から、畳を設置することが確保できる程度の広さがあれば、対応可能と考えられます。

出張所機能ですが、公民館兼務職員が配置されていることから、移転先と同一の建物内に現在と同程度のスペースを確保することで対応可能と考えられます。

以上の検証結果から、学校施設等を含めた同一エリア内での他の公共施設への、機能移転の可能性についても、引き続き検討を行います。

6. 公共施設アクションプログラムを推進するための課題の整理

(1) 集会施設等の譲渡の基本的な考え方

集会系施設の譲渡の基本的な考え方及び支援の仕組みについて、次のとおり定めます。

集会系施設

岩国市公共施設個別施設計画では、地域住民が自主的な活動を行う「地域コミュニティ活動の場」として位置づける施設については、原則、耐震基準を満たしている施設を対象として地域に無償譲渡することとしています。

地域が利用しやすくすることで利用度を高め、住民自治の更なる推進を図るため、集会系施設、普通財産集会所等を地縁団体に無償譲渡するもので、譲渡を円滑に進める上で必要な支援を、「岩国市コミュニティ集会所整備事業補助金」の特例措置として、令和14年度を期限に、次のとおり定めます。

なお、旧耐震基準で建設し、耐震診断が未実施の施設であっても、地元自治会が、施設の状態を理解した上で引き続き地域コミュニティ活動の場として使用するために譲り受ける意向がある場合は、無償譲渡の対象としています。譲受けの意向がない場合は、補助金等適正化法の処分制限がある場合を除き、普通財産に転用し、修繕が必要となった場合は廃止します（借主が自主的に修繕を行うことは可能です。）。

- ・地縁団体が譲渡後に行う譲渡施設の修繕工事の一部（費用の8／10。ただし、300万円を上限とします。）と譲渡施設の解体工事の費用について補助します。
- ・前記の修繕工事を行わず、新たな集会所の新築工事を行う場合、その建築工事の一部（費用の8／10。ただし、1,100万円を上限とします。）と譲渡施設の解体工事の費用について補助します。
- ・地縁団体が負担する所有権移転に必要な経費について補助します。
- ・譲渡後の譲渡施設の固定資産税については、引き続き地域コミュニティ活動の場として使用する場合、申請により減免となります。

このほか、旧耐震基準で建築した譲渡施設のうち、建物の耐用年数が未到来で、引き続き地域コミュニティ活動の場として使用する施設については、市において耐震診断を行います。

(2) 保全計画等の策定

市が保有する施設で、今後も維持する施設のうち、法定耐用年数を超えて使用する施設については、予防保全を含め、計画的な改修を行い、長寿命化を図ることにしています。

この長寿命化を図るための大規模な改修には多くの財源が必要となることから、劣化度の調査や改修の内容、実施時期などを明確にした「岩国市公共施設保全計画」を、令和7年度までに策定します。

あわせて、用途廃止し、公共利用・公的利用・地域利用の有無を確認した上で利活用の見込みがなく、耐震基準を満たさないなど安全性に課題のある施設については除却することにしますが、将来において相応の財政負担が伴うことから、優先順位と工程を定める「除却計画」を別途策定します。

(3) 地域経営の仕組みづくりについて

地域課題が複雑・多岐にわたることにより、これまで以上にきめ細やかな取組が求められているため、地域と行政が一体となって協働して課題解決に取り組む「地域経営の仕組みづくり」を令和6年中に策定する「地域づくり協働推進計画」に基づき取り組みます。

地域経営の推進に当たっては、地域が自主的に課題解決を図る上で必要な学習活動や実践行動を行うため、公民館等の公共施設を「地域の活動拠点」と位置付けた上で、地域力をいかした管理運営手法を検討します。

また、課題解決に取り組むための人材育成、財政的支援、情報提供などの支援を行い、地域が主体的に活動できる環境整備に取り組みます。

一方、市民や地域団体との連携・協働を担う所管部署及び各総合支所等の地域振興担当部署は、地域課題を解決するコーディネーターとしての役割を発揮できる庁内体制の確立を図ります。

(4) 指定管理者制度の適切な運用

指定管理者制度は、市からの委任を受けて、公共施設の管理運営を民間等の事業者が行うもので、市が指定管理者に依頼することについては、1 施設の維持管理業務、2 施設の管理運営業務、3 施設での事業等の業務に分類され、それぞれ、どのようなことを、どの程度行うこととするのかを予め示すことが必要となっています。これを「要求水準」といい、次のことを具体的に示すことになります。

1 施設の維持管理業務

公共施設を適切に維持するために必要な建物や設備の保守点検業務等

2 施設の管理運営業務

開館日・開館時間における施設の利用申請の受付と使用の決定、使用料等の徴収等の業務、実施体制の整備、施設の情報発信、緊急事態への対応等

3 施設で行う諸事業等の業務

施設の役割を果たすための事業や講座等の内容や実施回数等

これらを実施するために必要な費用については、「指定管理料」として支払うことになり、改めて適正な見積りが必要となります。なお、「指定管理料」は施設の利用者等からの利用料金などの収入を控除した金額となることから、利用率の設定など十分な検証も必要となります。

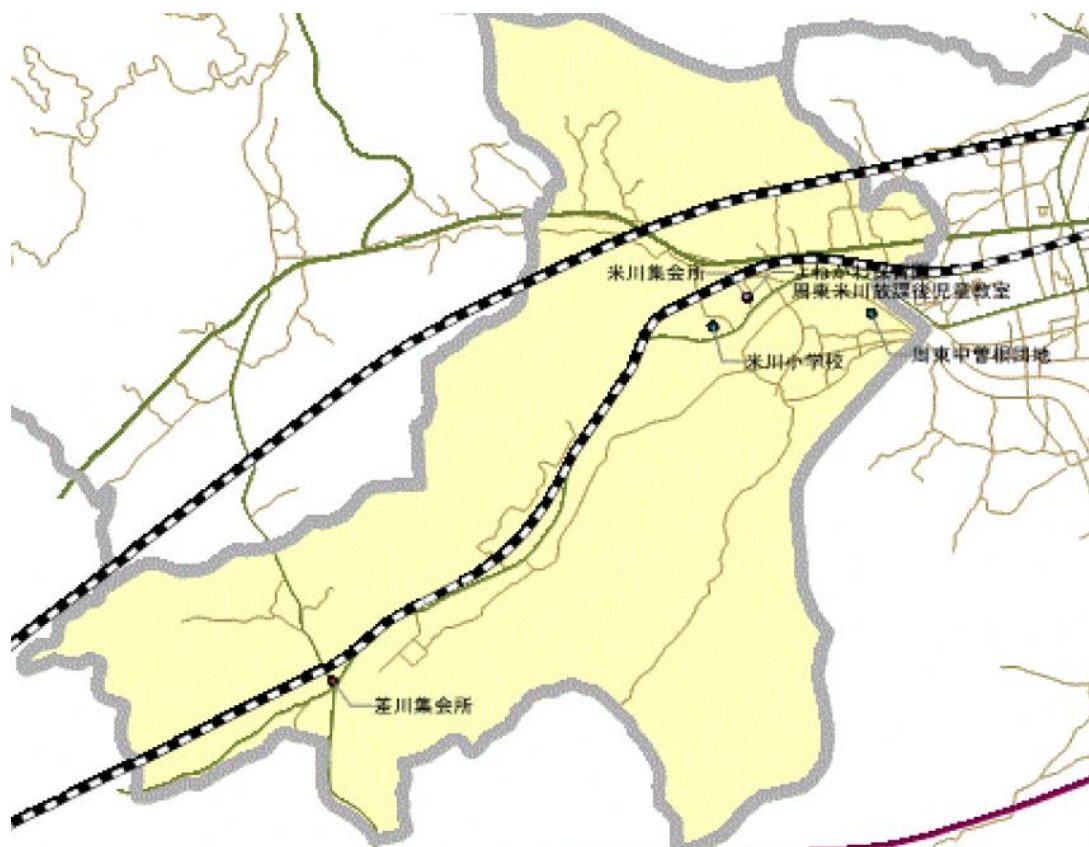
一方、指定管理者は、施設の設置目的に則して、施設の利用を高めるための自主事業を自らの責任と費用負担のもと実施することができ、その収入は指定管理者の収入となります。

こうした取組を評価・検証するため「モニタリング評価」制度が設けられており、指定管理者が自ら「セルフチェック」を行った上で、市の担当者が指定管理者の評価内容を確認・点検し、さらに別途、異なる視点で評価する仕組みが確立されていることが望ましいとされています。こうした評価を適切に実施するため、要求水準の内容を明確にしておくことが重要となります。

周東地域、修成・米川エリアの公共施設では、公営住宅に指定管理者制度を導入していますが、改めて、業務仕様書の「要求水準」の内容を点検するとともに、モニタリング評価を行い、指定管理者制度の適切な運用ができているか検証します。

7. 施設位置図

米川エリア



修成エリア

